

台風19号被災の中小企業者に対する「特別相談窓口」の開設について

台風19号により被害を受けられました皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。
当所では、風水害等の被害を受けた中小企業者を対象とした「特別相談窓口」を開設しました。ご相談ください。

開設場所 : 茅ヶ崎商工会議所
相談内容 : 資金繰り
 経営安定に関するご心配事全般
受付時間 : 9時～17時（土日・祝日を除きます）
住 所 : 茅ヶ崎市新栄町13-29
電 話 : 0467-58-1111

以 上